

薬生水発 0731 第 1 号  
令和 5 年 7 月 31 日

各 都道府県水道行政担当部（局）長  
厚生労働大臣認可水道事業者  
厚生労働大臣認可水道用水供給事業者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長  
( 公 印 省 略 )

### 「運搬送水に係る留意事項」について

水道行政の推進につきまして、平素より御尽力、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。水道施設の老朽化、水需要の減少に伴う経営環境の悪化と深刻化する人材不足など、水道分野を取り巻く環境が厳しい中、特に、人口減少により、市街地から離れた極めて小規模な集落等における配水池等への送水を長期的に継続することを考えた場合、老朽化や災害等に対応するための施設の更新等に要する費用が相当程度かかることが想定されます。一方で、当該集落に給水する量は相当程度少ないと考えられることから、水道事業者等にとって負担となり、事業経営に影響を及ぼすことになります。

こうした課題に対応すべく、厚生労働省では新水道ビジョン策定検討会（H24～H25）や水道事業基盤強化方策検討会（H27）において「多様な手法による水供給」や「管路維持困難地域への対応」の検討を重ねてきたほか、実態調査や調査研究等を進めてきたところです。

今般、昨年度より立ち上げた「水道の諸課題に係る有識者検討会」において意見を聴取しながら別紙のとおり「運搬送水に係る留意事項」を取りまとめましたので、参考にしてください。

なお、運搬送水の実施については水道事業者や行政機関等の判断に委ねられるものであり、その実施にあたっては、運搬による水道水の供給を行うこととなる期間などを考慮し、他の様々な手法と比較して検討することが必要であることを申し添えます。

各都道県水道行政担当部局におかれましては、貴管下の都道県知事認可の水道事業者等への周知をお願いいたします。

### 【担当】

厚生労働省医薬・生活衛生局  
水道課水道計画指導室  
篠原、遠藤、佐藤  
TEL:03-5253-1111(内線 4015)  
FAX:03-5253-5640  
MAIL:shidoushitsu@mhlw.go.jp